

ふるさと農道緊急整備事業	事業主体 県 市町村	所管課班 (県営のみ)	①農村振興課 ②農村整備課	地域計画班 農村環境整備班
--------------	------------------	----------------	------------------	------------------

趣旨

農道整備事業は、農村地域において農業生産の近代化や農産物の流通の合理化を図り、併せて農村改善に資する事業として推進している。しかしながら、農村地域は過疎化、高齢化が特に進展しており、その活性化を図るために、農業の振興と定住条件の整備を図ることが急務となっている。このため、農道整備事業と地方単独事業を効果的に推進していく「ふるさと農道緊急整備事業」を創設し、農道整備の一層の促進を図るものである。

事業内容

ふるさと農道緊急整備事業	事業内容	備考
1) 農道整備事業と組み合わせ実施する地方単独事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農道整備事業として採択された路線の一部を地方単独事業で実施（促進型） ・農道整備事業に併設または、合併して実施する地方単独事業（合併型） ・農道整備を地方単独事業として実施 	
2) 単独で実施する地方単独事業		<ul style="list-style-type: none"> ・併設または合併する事業とは、歩道、幅員の拡幅等

採択要件

- ① 集落間または集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等とを結ぶ等、農村地域の定住環境の改善に資する農道の新設・改良。
- ② 地方公共団体が実施し、管理することとなる農道。
- ③ 県営事業にあっては次の項目に該当するもの
 - ア) 農道の新設・改良
 - ・受益面積 50ha以上
 - ・車道幅員 4.0m以上
 - ・延長 1,000m以上（離島、振興山村、過疎地域にあっては800m以上）
 - イ) 橋梁
 - ・受益面積 50ha以上
 - ・車道幅員 4.0m以上
 - ・延長 50m以上
 - ウ) 組合せ施行については、上記にかかわらず実施できる
- ④ 市町村営事業にあっては次の項目に該当するもの
 - ア) 農道の新設・改良（舗装のみを含む）または橋梁等特殊構造物
 - ・受益面積 おおむね10ha以上

事業主体、事業計画等

- ・事業主体 県、市町村
- ・事業計画 事業主体が「ふるさと農道緊急整備計画」を策定
- ・事業実施期間 平成20年度～平成24年度の5年間

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	県営ふるさと農道緊急整備事業	—	80	20	—	うち起債90%
	市町村営	"	—	100	—	"